

特定非営利活動法人 スマイルセレソン 定款

第1章 総 則

第1条(名 称)

- 1 この法人は、特定非営利活動法人スマイルセレソンという。
- 2 スマイルセレソン (SMIS Seleção) は SMIS (Sports & Medical-care Institute for Senior) Seleção (ポルトガル語で選抜代表を意味する言葉) の略称である。
- 3 特定非営利活動法人スマイルセレソンは、NPO 法人スマイルセレソンの名称で活動や広報することがある。

第2条(事務所)

この法人は、主たる事務所を大分県大分市大字田尻 473 番に置く。

第3条(目的)

この法人は、スポーツ選手の育成において指導技術の進歩及びその実用化に寄与するための活動を行うことを目的とする。スポーツ選手の育成は運動生理学と運動生化学、さらに、胎生期・幼児期・成長期まで連続する運動基礎理論を包括して成立する領域である。世界に通用するスポーツ選手を育てるには、幼少期から一貫して選手育成することが最善であるが、膨大なコストと時間がかかるばかりでなく、地方都市では育成機関も少なく、また高額故に最先端の高等な技術指導を誰でも享受できない現状において、もっと安価に最先端の技術指導を万人に提供すべきであると考える。

この法人は、プロフェッショナルによる運動教育の普及を図るとともに、スポーツ選手に携わる研究者と選手育成を求めるすべての人の橋渡しをすることにより、教育育成カリキュラムの実用化、新しい雇用の創出、国際競争力の強化等を通して、社会に貢献することを確信して設立されたものである。

第4条(特定非営利活動の種類)

この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術、又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 国際社会の協力の活動
- (6) 子供の健全育成を図る活動

第5条(事業の種類)

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 幼年期、幼少期、保育期の運動能力開発に関する調査、収集、及び情報提供事業
- ② 育成カリキュラムの開発、スポーツ選手育成環境の整備事業
- ③ スポーツ選手育成に不可欠な技術指導者の供給、医学、運動生理学、運動生化学に精通する指導者の養成
- ④ 世界に対する活動の意義の理解を得る広報、及び成果に関する公表事業
- ⑤ 幼年期、幼少期、保育期に於ける育成方針やカリキュラムに関する相談事業
メール・面談による相談・カウンセリング
- ⑥ セミナー・シンポジウム事業
幼稚園及び保育園等含む幼児教育関係者、幼児教育・保育に関するセミナー・シンポジウムの開催
- ⑦ スマイスセレソンスポーツ幼児園の建造及び運営事業
スポーツを通じた幼児教育を行う無認可幼稚園を運営
- ⑧ スマイスセレソンスポーツクラブの運営事業
指導者の輩出に伴う多種に亘るスポーツクラブの運営
- ⑨ 認可保育園の運営事業
- ⑩ 企業主導型保育園の運営事業
- ⑪ 認定こども園の運営事業
- ⑫ 体験型農業プログラム・食育支援を含む農業振興事業
- ⑬ その他目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

- ① 農作物の生産および販売に関する事業
- ② 不動産の管理・賃貸・利活用による収益事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会 員

第6条(種 別)

この法人は、正会員をもって、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とし、正会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体とする。

第7条(入 会)

- 1 会員の入会について、特に条件は定めない。
- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第8条(入会金及び会費)

会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

第9条(会員の資格の喪失)

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

第10条(退会)

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第11条(除名)

1 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第12条(抛出金品の不返還)

削除

第3章 役員

第13条(種別及び定数)

1 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上 15人以内
- (2) 監事1人以上 2人以内

2 理事のうち1人を理事長、2人以内の副理事長を置くことができる。

第14条(選任等)

- 1 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

第 15 条(職 務)

- 1 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること、若しくは理事会の招集を請求すること。

第 16 条(任期等)

- 1 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第 17 条(欠員補充)

理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第 18 条(解 任)

- 1 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第 19 条 (報酬等)

1 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 4 章 会 議

第 20 条 (種 別)

1 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第 21 条 (総会の構成)

総会は、正会員をもって構成する。

第 22 条 (総会の権能)

総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 会員の除名

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。)

(9) その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(10) 解散における残余財産の帰属

(11) 事務局の組織及び運営

(12) その他運営に関する重要事項

第 23 条 (総会の開催)

1 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 15 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

第 24 条(総会の招集)

- 1 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、会長が招集する。
- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

第 25 条(総会の議長)

総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

第 26 条(総会の定足数)

総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

第 27 条(総会の議決)

- 1 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする、ただし、議事の緊急を要するもので出席した正会員の 2 分の 1 以上の同意があった場合はこの限りではない。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

第 28 条(総会での表決権等)

- 1 各正会員の表決権は平等なものとする。
- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

第 29 条(総会の議事録)

- 1 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第30条(理事会の構成)

理事会は、理事をもって構成する。

第31条(理事会の権能)

理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

第32条(理事会の開催)

理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

第33条(理事会の招集)

- 1 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、又は

電子メールにより、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

第 34 条(理事会の議長)

理事会の議長は、理事長もしくは理事長が指名した者がこれにあたる。

第 35 条(理事会の議決)

- 1 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする、ただし議事が緊急を要するもので出席した理事の 3 分の 2 以上の同意あった場合は、この限りではない。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 36 条(理事会の表決権等)

- 1 各理事の表決権は、平等なものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第 37 条(理事会の議事録)

- 1 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が記名押印又は署名しなければならない。

第 5 章 資 産

第 38 条(資産の構成)

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品

- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

第 39 条(資産の区分)

この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

第 40 条(資産の管理)

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 6 章 会 計

第 41 条(会計の原則)

この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

第 42 条(会計区分)

この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

第 43 条(事業年度)

この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 44 条(事業計画及び予算)

この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

第 45 条(暫定予算)

- 1 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第 46 条(予備費)

削除

第 47 条(予算の追加及び更正)

予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

第 48 条(事業報告及び決算)

- 1 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 49 条(臨機の措置)

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

第 50 条(定款の変更)

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

第 51 条(解 散)

- 1 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
 - (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続の開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第52条(残余財産の帰属)

この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

第53条(合併)

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

第54条(公告の方法)

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告に関しては、内閣府ポータルサイトに掲載して行う。

第9章 雑 則

第55条(細則)

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から24年12月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から23年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費

正会員(個人) 20,000円

正会員(団体) 300,000円

別 表 設立当初の役員

役職名	氏名
理 事	後藤 伸太郎
理 事	脇 東洋
理 事	岡本 依大
監 事	吉野 隆一郎

附 則

この定款は、令和 年 月 日から施行する